

# パブリックコメント募集

9月19日(火)～10月19日(木)

## 逗子市

## デイサービスセンターを

## 廃止

## します

●平成4年に完成し、池子の高齢者センターに隣接するデイサービスセンターにおいて、指定管理者制度※を利用して、逗子市がデイサービス事業を実施してきました。

※指定管理者制度とは、「公の施設」の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定し、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度です。

●平成12年から始まった介護保険制度により、市内には民間のデイサービス施設（通所介護事業所）が多数開設され、市としてデイサービス事業を実施していく必要は薄れてきました。

●平成29年に、指定管理者である法人の事業運営上の理由により池子デイサービスセンターは休止となり、その後も上記の理由により、新たな指定管理者の募集は行っていません。

●今後も、市がデイサービス事業を運営しないことから、デイサービスセンターを廃止します。具体的には「逗子市デイサービスセンター条例」及び関連規則を廃止します。

○施設の有効利用という観点から、福祉目的を条件としてデイサービス施設を民間事業者に貸し付けて利用すること等を、早急に検討してまいります。

裏面にご意見をご記入して、お出してください

問合せ：逗子市役所 高齢介護課 046-873-1111（内線 245）  
koureifukusi@city.zushi.lg.jp FAX 046-873-4520